

平成21年

上砂川町議会議録

第2回 定例会

上砂川町議会

平成21年第2回定例会

第 1 号 (6月17日)

議事日程	5
会議録署名議員	5
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	6
会期決定について	6
諸般の報告	6
高橋成和の第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告	6
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回臨時会結果報告	6
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会結果報告	6
厚生建設常任委員長 高橋成和の報告	7
副町長の(株)上砂川振興公社平成20年度決算並びに平成21年度事業計画報告	7
例月出納検査結果報告(3・4・5月分)	10
町長行政報告	10
教育長教育行政報告	11
報告第1号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」(承認)	12
報告第2号 専決処分報告について「平成20年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)」(承認)	13
報告第3号 繰越明許費の報告について「平成20年度上砂川町一般会計予算及び水道事業会計予算繰越明許費」(承認)	14
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて(決定)	16
議案第25号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	16
議案第26号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)	18
休会について	22
散会の宣告	22

第 2 号 (6月19日)

議事日程	25
会議録署名議員	25
開議の宣告	25
会議録署名議員指名について	25
一般質問	25
数 馬 尚	25
住民福祉課長 山 本 丈 夫	26

建設水道課長 清野勝吉	27
齋藤勝男	28
住民福祉課長 山本丈夫	29
総務企画課長 林智明	31
議案第25号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	32
議案第26号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）（原案可決）	32
調査第2号 所管事務調査について（許可）	33
派遣第2号 議員派遣承認について（承認）	33
追加日程について	33
意見書案第7号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制 度の堅持と負担率二分の一還元等教育予算の確保・拡充を求める意見書 （原案可決）	33
意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書（原案可決）	35
意見書案第9号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書（原案可決）	36
意見書案第10号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（原案可決）	37
意見書案第11号 海上自衛隊のソマリア沖派遣の中止を求める意見書（原案可決）	38
閉会の宣告	39
出席議員	40
説明のため出席した者	41
事務局職員出席者	41

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 1 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 7 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 3 3 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
6 月 1 7 日～6 月 1 9 日
3 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告（高橋議員）
 - 3) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回臨時会結果報告（副議長）
 - 4) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回臨時会結果報告（議長）
 - 5) 閉会中における常任委員会所管事務調査結果報告
厚生建設常任委員会（高橋委員長）
 - 6) (株) 上砂川振興公社平成 2 0 年度決算並びに平成 2 1 年度事業計画報告（副町長）
 - 7) 例月出納検査結果報告
(3 ・ 4 ・ 5 月分)
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 報告第 1 号 専決処分報告について
「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」
- 第 7 報告第 2 号 専決処分報告について
「平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）」
- 第 8 報告第 3 号 繰越明許費の報告につ

いて「平成 2 0 年度上砂川町一般会計予算及び水道事業会計予算繰越明許費」

- 第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 諮問第 1 号は即決とする。

- 第 1 0 議案第 2 5 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

- 第 1 1 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）

※ 議案第 2 5 号～第 2 6 号は、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

8 番	横	溝	一	成
9 番	柳	川	暉	雄

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 21 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きま

す。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、8番、横溝議員、9番、柳川議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月19日までの3日に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会について報告を求めます。高橋議員。

○5番（高橋成和） 砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件につき、平成21年第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時、平成21年5月25日、月曜日、午前11時30分。

場所、砂川市役所議会委員会室。

議件、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について。

4、結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（堀内哲夫） 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回臨時会結果について報告を求めます。水谷副議長。

○副議長（水谷寿彦） ご報告申し上げます。

平成21年中空知広域市町村圏組合議会第1回臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時は平成21年5月29日、金曜日、午前11時より、滝川市総合福祉センター集会室において開催されました。

議件につきましては、議案第1号 監査委員の選任について。滝川市監査委員、宮崎英彰氏、芦別市議会議長、中島隆義氏の選任であります。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会結果について、私のほうから報告をいたします。

日時でございますが、平成21年5月28日、午前10時。

場所につきましては、石狩川流域下水道奈井江浄化センター3階会議室。

議件でございますが、選挙第1号 副議長の選挙について。議案第1号 平成21年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）。議案第2号 滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例。議案第3号 監査委員の選任について。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

次、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果について報告を求めます。厚生建設常任委員会、高橋委員長。

○厚生建設常任委員長（高橋成和） 厚生建設常任委員会所管事務調査について。

標記の件について、調査した結果を下記のとおりご報告いたします。

1、調査期間、平成21年5月27日、水曜日、1日間。

2、調査項目、奥沢浄水場及び水源公園の管理運営状況。

3、調査委員、厚生建設常任委員会委員全員。

4、説明員、建設水道課、清野課長、中島主幹、佐藤係長です。

5、調査内容、内容説明と浄水処理及び管理運営状況。

調査結果といたしまして、清野建設水道課長より調査の概要説明を受け、資料をもとに佐藤係長より取水施設及び浄水場内における浄水方法、滅菌処理の説明を受けました。

調査の結果として、浄水場施設の維持については、今後設備機器の交換等を想定すると、多大な費用がかかることを認識いたしましたし、管理については24時間体制で2交代制をとっておりますが、管理業務も多岐にわたることから、職員の高齢化に伴い、今後専門知識のある後継者の選定が必要に感じました。

水源公園の維持管理につきましては、ニジマスの池の管理について14年経過し、木さくの腐食が著しく進んでおり、現在は木さくの外側に防護ネットで進入防止の措置をとっております。対策として水面のネットの耐用年数を視野に入れると、鉄製の格子フェンスを設置することにより進入防止が十分にできますし、水面上のネットを撤去してもよいのではないかと委員全員で確認いたしました。

今回の視察で浄水処理と通水の重要性を改めて認識し、調査を終えましたことをご報告いたしま

す。

○議長（堀内哲夫） 次、株式会社上砂川振興公社平成20年度決算並びに平成21年度事業計画報告について報告を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして株式会社上砂川振興公社の経営状況等につきましてご報告を申し上げます。

お手元に振興公社の平成20年度営業報告書、決算報告並びに平成21年度事業計画書を配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

1 ページの1番、決算の概要をごらんいただきたいと思います。株式会社振興公社は、平成19年度に上砂川町より施設並びに周辺の土地を購入して上砂川岳温泉パンケの湯の独自運営に入り、3年目を迎えたところでございます。隣接するパークゴルフ場等町有財産との一体的かつ効率的活用を図る中、無料送迎バスの運行ほか各種健康づくりイベントの開催を中心とした健康の里づくりプロジェクト事業を加えた営業展開を継続して実施し、法要宴会などの新規事業を加えながら独立採算制の基本理念のもとに温泉経営に努めてまいりました。昨年は、世界的経済不況の影響を受け、ここ数年の入り込み客の減少とあわせて、厳しい運営を強いられたところでございます。平成20年度の公社全体の収支についてでございますが、下段の表に記載のとおり平成19年度対比1,310万円程度の減額となっております。利用収益では日帰り入館客数は前年度並みに確保できたところでございますが、昨今の景気悪化の影響を受け、宿泊客数が減少し、売店販売、宴会の落ち込みが大きな要因となったところでございます。

詳細な内容についてご説明申し上げます。1 ページ下段から2 ページの上段に記載の収入区分別売上高平成19年度比較のとおり、利用収益では対前年度比6%、762万1,000円減の1億1,834万7,000円となり、これに町からの助成金2,843万1,000円、内訳といたしましては入浴料の助成金1,333万3,000円、入湯税分が495万1,000円、そして国

民休養地の管理委託料475万3,000円のほか、3月補正で措置をいただきました、収入不足となりました271万4,000円等々と雑収入63万1,000円を加えた1億4,740万9,000円が平成20年度の事業収益総額となったところでございます。

2ページ中段の(2)をご参照いただきたいと思います。先ほど申し上げましたように入り込み客数の状況では、日帰り入館客数は前年度比0.5%、442人減の9万7,187人、宿泊客数は対前年度比8.9%、627人減の6,456人で、温泉施設の利用客は全体で対前年度比1%減の10万3,643人となったところでございます。

続きまして支出であります。2ページ上段の表で事業実施に係る経費の主な内訳にまとめてございます。施設管理費がほぼ固定されておりますことから大幅な削減が容易にできないところでございますが、自助努力として人件費の削減を進めることとし、事務職員体制の見直しを図り、1名を減員し、さらに従業員の期末手当等の削減によりまして、経費節減に努めたところでございます。また、一般的な管理経費につきましても備消耗品の節約ほか燃料費の業者交渉、仕入れ手法の一部見直しを図ったところでございまして、土地、建物にかかわる登録免許税等の租税公課の減などによりまして、支出総額は1億4,707万8,000円となり、差し引き33万1,000円の経常利益から法人税を差し引いた1万6,000円が当期純利益となったところでございます。

なお、各実施事業の状況につきましては、2ページ下段から4ページ下段にまとめておりますが、特に本年度新たに取り組みました法要宴会にありましては、4ページの中ほどに記載のとおり全体で25件で275万5,000円の売り上げとなったところでございまして、大変大きな効果をもたらしているところでございます。その他の事業につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、5ページには庶務報告のほか、本年3月31日現在の会社の概要を記載しておりますが、公

社の発行済み株式数は③番、資本金の履歴の記載のとおり平成18年度末に町よりの温泉施設等の売却に合わせ増資をしております、現在の資本金は9,299株、4億6,495万円となり、11番、株主名簿に記載のとおり株式の100%を町が所有しているところでございます。

次に、6ページでございますが、施設の利用状況を記載した資料を添付しておりますので、これにつきましては後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、7ページの貸借対照表でございます。この表は、振興公社の年度末におきます資産と負債及び資本金等の項目を記載しておりますが、資産と負債の額はそれぞれ4億662万731円となるもので、流動資産等各項目の詳細につきましては8ページに貸借対照表明細書をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

9ページの損益計算書でございます。公社全体の損益につきましては、先ほど全体の収支について述べさせていただきましたが、損益計算書のとおり税引き前当期純利益金額は33万1,301円となり、これから法人町民税、道民税31万5,000円を差し引いた1万6,301円が当期純利益となったところでございます。

1ページ飛びまして、11ページでございます。株主資本等変動計算書に記載のとおりこの純利益金を前年度までの繰越損益7,533万8,685円に充当いたしまして、当期末現在の繰越損益が7,532万2,384円の累積赤字となるものでございます。

10ページの販売費及び一般管理費につきましては、9ページの損益計算書中段の販売費及び一般管理費の詳細でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、平成21年度の事業計画についてご説明いたします。

13ページでございます。1番の基本方針でございます。本年度は、前年度に引き続き無料送迎バスの運行や各種健康づくりイベントの開催などを

中心とした健康の里づくりプロジェクト事業を加えた営業展開を中心としながら、現在の不況による影響を考慮しつつ、日帰り客数、宿泊客数の前年度並みの確保を図るほか、宴会、売店販売におきましても前年度並みの収入確保を前提といたしまして、新規プランの創出などにより健全な温泉経営に努めるものでございます。昨年度の入り込み客数は、さきに触れてございますが、前年度比で1.0%、1,069人の減となりましたが、近隣市町村施設との競合などからなお一層厳しい経営環境になるものと認識いたしますが、年間利用客を前年度対比で500人増の10万4,100人と見込み、利用収益を対前年度決算比で0.5%、58万1,000円増の1億1,892万8,000円を目標に掲げ、努力をすることでございます。

また、支出にありましては、燃料費、光熱水費の値上げ等が今後予想され、営業経費の負担が大きくなりますことから、人件費を中心とした削減や燃料納入業者との見積もり合わせのほか、仕入れ原価抑制並びに各管理経費の削減等の自助努力を行うとともに、効率的な運営を見据えた社内体制の構築も必要であることから、利用者ニーズにこたえられる社員の意識改革を進め、情報の共有化による横断的協力、そして連絡体制の確立を図るとともに、従業員個々がみずから一歩進める営業意識を養うことによりサービスの向上に努め、健全経営に取り組んでまいります。

次に、2番の部門別事業計画でございますが、事業展開の重点目標といたしまして、日帰り部門にありましては、毎週火曜日の入館割引デーの設定や優待つき回数券の販売等による集客方策の展開、商工会議所発行のプレミアム商品券の利用を可能としての入館者増、そして継続実施の足若の会開催に連動した無料送迎バスの運行による効率化、祝日、祭日などに合わせた露店あるいは各種イベントを開催するほか、町内外事業所訪問等を進め、インターネットによるPR媒体を利用した宣伝活動を積極的に実施し、集客向上を図ってま

いります。

宿泊部門にありましては、訪問販売等を行っております営業サラリーマンの中長期宿泊確保のほか、町職員のご協力をいただきながら官公庁、各種団体へのPRと誘客に努めてまいります。また、毎月22日に設定してございます夫婦の日優待プランの実施及び65歳以上のカップル向け宿泊の実施、検討など各種事業と連携協力を図り、誘客に努めてまいります。

レストラン、宴会部門にありましては、名物料理の創作並びに季節感のあるメニューの創造、イベントに合わせた料理や月間ごとの新メニュー等の発売を継続して促進いたしますとともに、宴会誘致策といたしまして、町内外の事業所、各種団体等の訪問のほか、特に法要ぜんのPRを強化し、集客を図ってまいります。また、運動会デリバリーの実施はもとより自宅での宴会デリバリーの実施に向けて検討を行いまして、進めてまいりたいと思うところでございます。

売店部門につきましては、各商品の販売状況を的確に把握し、顧客ニーズに沿った商品選択を行うことによる販売促進を図るとともに、仕入れ価格の見直しによりまして経費の削減を進め、特設ワゴンでの廉価販売などを行いまして、売り上げ向上に努めてまいります。また、町内業者との協力、連携による特産品加工商品などの販売について検討してまいりたいと思うところでございます。

次に、3番の事業予算でございます。収入を1億4,207万1,000円、支出を1億4,173万8,000円といたしまして、差し引き33万3,000円とする予算でございますが、詳細につきましては1ページ飛びました16ページの収支計画明細書によりご説明いたします。

収入であります。利用収益として入館料2,939万8,000円、町民無料券392万6,000円、宿泊料2,539万4,000円以下手数料まで合計で1億1,892万8,000円を見込み、営業外収益であります入浴料

の助成等の町補助金2,314万3,000円を含め、合計で1億4,207万1,000円としたところでございます。

次に、費用でございますが、人件費と厚生福利費で5,300万円のほか、燃料費1,281万9,000円、光熱水費で1,761万9,000円、仕入れ2,713万9,000円等の管理経費を見込み、合計で1億4,173万8,000円とし、差し引き33万3,000円の経常利益を確保する収支予算としております。

なお、15ページには、ただいまご説明いたしました内容について損益計算書へとまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上が振興公社の営業報告でございますが、振興公社にありましては昨年に引き続き極めて厳しい経営環境でありますことから、町といたしましても健康の里づくり事業の推進を含め、さらなる協力と指導に努め、健全経営がなせるよう助言してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書3、4、5月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 次、日程第4、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（加賀谷政清） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成21年第1回定例会から今回、本定例会までの町政執行上の町内外の行事並びに会議などにつきましてはお手元に配付の報告書により報告とさせていただきますが、1点、公共施設への自動体外除細動器、いわゆるAED

の設置について報告をいたします。

自動体外除細動器につきましては、心肺停止状態に陥った患者を救うのに有効とされており、平成16年7月に一般市民でも所定の講習を受けることにより使用が可能となったもので、集客施設などにおいて設置が普及しているところであります。いわゆるAEDを使用した最近の実例としては、本年3月に行われた東京マラソンにおいて芸能タレントが一時心肺停止状態で倒れた際に、伴走していた救護班がAEDを使用したことにより一命を取りとめた実例が報道されていたところであります。

本町でのAEDの設置につきましては、平成18年第2回定例会において公共施設へのAED設置について質問がございましたが、本町の場合、消防本部から各公共施設までの救急出動時間が短時間であることから、当面は平成13年に導入の高規格救急車搭載のAEDにより対応することとし、さらに公共施設などにつきましては1台を設置して、今後の状況を見て設置について検討することとしたところであります。公共施設への1台の設置につきましては、消防本部から遠距離にあり、救急車の到着に時間を要する集客施設ということで上砂川岳温泉に平成19年に設置をしたところであります。このような状況の中でこのたび市町村振興宝くじの収益金を活用し、市町村の振興事業等を実施しております北海道市町村振興協会から創立30周年記念事業の一環として平成21年度に4台のAEDの寄贈を受けることになりましたので、効率的な活用を考慮し、職員が配置されております小学校、中学校、町民センター、そして医療機関であります町立診療所の4施設にこの4台のAEDを設置することにいたしました。設置後につきましては、4施設の職員がAEDを速やかに対応できるよう消防職員による救急講習を受講させ、緊急時に備える体制で対処してまいる所存であることを申し上げます、行政報告といたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 次、日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げます。

平成21年の第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、公民館図書室の通年開館による現況報告などと小中学校の学校評議員につきましてご報告を申し上げます。

初めに、公民館図書室の現況報告などにつきましてご報告を申し上げます。公民館は、平成18年度に行政改革の一環で木曜日、日曜日の2日間を1階の図書室と調理室に限り開館してまいりました。本年4月からは月曜日と祝日、年末年始を除く全日午前10時から午後5時まで開館しております。5月のゴールデンウィーク明けからは、もとの教育相談室を模様がえして、絵本ルームとして開設しております。また、昔懐かしい上砂川の街並みを写したミニ写真展を1階ロビーにて開催しておりますので、議員の皆様にもぜひ一度お立ち寄りの上ご鑑賞をいただきたいと思っております。なお、この写真展につきましては3カ月周期で更新していく予定としております。

図書室につきましては、4月の中旬ぐらいまでは周知が行き届かなかったこともあり、従来までの木曜日、日曜日に来館者が集中している傾向にありましたが、現在は平均してきている状況にあり、利用者数につきましては4月、5月では平均して175人、貸し出し冊数では平均で455冊と、昨年の同時期と比較して2カ月で約60名ほどの増、貸し出し冊数におきましては150冊増と着実に効果が出てきている状況にあります。絵本ルームに

おきましては、開設してから5月末で32名の方が利用しておりますが、今後は乳幼児健診等の機会を利用して絵本ルームへの入室をPRするなど、少しでも多くの方にご利用いただけるよう努力していきたいと思っております。その中で楽童クラブにつきましては、5月23日に第1回の事業を行ったところでございますが、今月からは月2回の土曜日に絵本を絡めたいろんな事業を、夏冬休み期間中にはさらに数回の開催を予定して、少しでも多くの子供たちが参加して、楽しんで本に触れられるような努力をしてまいりたいと存じます。

また、公民館を拠点とした委託事業であります学校地域支援事業につきましては、国による承認が大幅にずれ込んだことがありまして、4月初から実施ができませんでした。今月より小中学校それぞれ担当する2名の地域コーディネーターを中心に、学校要望に基づいたボランティアの発掘及び派遣を取り急ぎ行ってまいりたいと思っております。そして、一人でも多くのボランティアが学校に対する支援活動に参加するようによって先生方の負担を軽減し、すべての子供たちに目配りができるような体制に近づけるように努力したいと考えております。

次に、小中学校の学校評議員につきましてご報告を申し上げます。学校評議員制度は、家庭や地域から信頼される学校づくりをするために保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くためのものです。この学校評議員を設置するため学校管理規則を改正し、その後学校長に対して地域の住民の中から教育に理解のある方の推薦依頼をし、小中学校から各3名の推薦をいただき、5月に開催いたしました小中学校での第1回学校評議員会議にて委嘱状を交付したところでございます。

第1回の会議においては、学校長より本年度の学校経営の方針、学校の状況、学校での子供たちの様子、年間行事予定などを説明し、その後評議

員との意見交換を行ったところであり、意見交換では、子供たちの家庭環境、学力の問題、教職員の人事などいろいろなご意見があり、去る5月19日に中学校の体育の岩城教諭が小学校の子供たちに指導したことについて、義務教育9年間を通して小中学校が連携して上砂川の子供たちを育てることは大変に意義深いとの意見などをいただいたところであり、

今後は、評議員の方に授業参観や学校行事への出席をいただき、また学校で実施予定のアンケート調査結果などについてご意見をいただくこととしております。そして、年度末には学校としての自己評価と学校評議員からの評価をいただき、その結果を保護者や地域住民に公表し、上砂川の子供たちがよりよい学校生活が送れるような学校運営の改善と発展を目指して、子供たちが毎日楽しく登校し、思い出に残る学校づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

以上、公民館図書室の通年開館による現況報告と小中学校の学校評議員についてご報告をさせていただきましたが、ご理解を賜りたくお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第6、報告第1号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いを申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法（昭和

22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであること。

平成21年6月17日

上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして報告第1号について内容の説明をいたします。

公営住宅、改良住宅使用料の滞納対策につきましては、再三にわたる納付相談や指導にもかかわらず納付意識が薄く、誠意が認められない者については調停をもって対処するとの基本姿勢により対応してきたところでございまして、平成11年度から13年度までに8件、そして18年度は2件、平成19年度は3件の調停が成立し、分割納付されているところでございます。

平成20年度の滞納整理の取り組みにつきましては、7月30日に20万以上の滞納者27名を対象に調停作業に取りかかったところでございます。その後保証人に対しまして督促依頼書を送付し、改善すべく努めてまいりましたが、最終的には催告にも応じない者及び分納誓約不履行の者3名に対し、平成21年2月12日、滝川簡易裁判所に調停申し立てを行い、3月12日に調停が成立したところでございます。調停の結果、3名とも現年分の住宅使用料と滞納している住宅使用料について毎月分割で支払うこととなり、支払いを怠った場合には1カ月以内に住宅を明け渡し、未払いの住宅使用料を直ちに支払うことで調停が成立したところでございますので、地方自治法の規定に基づき、専決処分報告を行うものでございます。

それでは、本文に入ります。

記、1、専決事項、町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立。

2、調停件数、3件。

3、申立の趣旨、相手方が、町営住宅家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催告を行ったが履行されないため、当該町営住宅の明け渡し及び滞納家賃支払い請求の申立をするものである。

4、専決処分年月日、平成21年3月12日。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」は、承認することに決定いたしました。

◎報告第2号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第7、報告第2号 専決処分報告について「平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました報告第2号 専決処分報告について「平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるよ

うお願いいたします。

補正理由といたしましては、地方譲与税及び地方交付税の歳入増額と地方消費税交付金の歳入減額に係る歳入予算について補正し、財政調整基金等の積み立てについて歳出予算の補正をするものであること。

補正予算書本文をご参照いただきたいと思います。報告第2号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）

平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,037万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,622万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして報告第2号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、地方譲与税や地方交付税等の精査による歳入増加分について財政調整基金等へ積み立てるものでございます。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款地方譲与税74万円の追加で、2,074万円となります。

1項自動車重量譲与税74万円の追加で、1,574万円となります。

6款地方消費税交付金77万円の減額で、3,823万円となります。

1項地方消費税交付金、同額であります。

9 款地方交付税5,040万円の追加で、15億7,951万1,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

歳入合計が5,037万円の追加で、29億3,622万円となるものでございます。

2、歳出、2 款総務費5,037万円の追加で、6億2,671万8,000円となります。

1 項総務管理費5,037万円の追加で、6 億1,097万6,000円となります。

歳出合計が5,037万円の追加で、29億3,622万円となります。

事項別明細書、4 ページの歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1 目一般管理費5,037万円の追加で、3 億2,313万円となります。25節の積立金で歳入増加分といたしまして、財政調整基金で4,000万円、振興公社事業開発基金で1,000万円、地域振興基金で35万円、そしてふるさとづくり基金で2 万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

歳入であります。2、歳入、地方譲与税、自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税74万円の追加で、1,574万円となります。交付決定による追加でございます。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金77万円の減額で、3,823万円となります。交付決定による減額でございます。

地方交付税、地方交付税、1 目地方交付税5,040万円の追加で、15億7,951万1,000円となり、特別交付税の決定による追加でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 専決処分報告について「平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」は、承認することに決定いたしました。

◎報告第3号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第8、報告第3号 繰越明許費の報告について「平成20年度上砂川町一般会計予算及び水道事業会計予算繰越明許費」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました報告第3号 繰越明許費の報告について「平成20年度上砂川町一般会計予算及び水道事業会計予算繰越明許費」について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたしたいと思っております。

提案理由といたしましては、平成20年度上砂川町一般会計予算及び水道事業会計予算の繰越明許費に係る歳出予算を次のとおり平成21年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであること。

平成21年6月17日

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして報告第3号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1をご参照いただきたいと思います。繰越明許費につきましては、平成20年度国の第2次補正予算成立により、本年3月議会におきまして補正予算計上いたしました一部について平成21年度へ繰り越したものでございます。

初めに、地域活性化対策事業であります。一般会計で6,212万9,000円、水道事業会計で1,764万円の合わせて7,976万9,000円のうち一般会計で資料に記載のとおり環境保全林の間伐業務や町民センターボイラー取りかえ工事など6事業で2,601万円と、資料の一番下の表にございます水道事業会計では水道検漏量水器の更新事業1,764万円を繰り越したものでございます。

次に、定額給付金事業でございます。総額7,584万3,000円を見込んでおりましたが、本年3月18日から受け付けを始め、3月30日までに64世帯に206万8,000円の給付を行うとともに、事務費として377万円の支出をしてございまして、未執行となつてございます7,000万5,166円を翌年度へ繰り越したものでございます。

子育て応援特別手当給付金事業につきましては34世帯分として見込みまして、162万7,000円全額を翌年度に繰り越すものでございます。また、定額給付金事業でございますが、5月末現在で対象世帯は2,269世帯中2,228世帯ということで98.2%の給付が完了したところでございます。

子育て応援特別手当給付金につきましては、すべての給付が完了してございました。

それでは、計算書本文に入らせていただきます。一般会計繰越明許費繰越計算書。2款総務費、1項総務管理費、事業名、地域活性化対策事業、金額2,601万円、翌年度繰越金2,601万円。左の財源内訳、既収入特定財源、未収入特定財源、国・道支出金1,734万3,000円、起債、その他、一般財源866万7,000円。

定額給付金事業、金額7,584万3,000円、翌年度繰越金7,000万5,166円。既収入特定財源870万2,166円、国・道支出金6,130万3,000円。

子育て応援特別手当給付金事業、金額162万7,000円、翌年度繰越金162万7,000円。国・道支出金162万7,000円。

計、金額1億348万円、翌年度繰越金9,764万2,166円。既収入特定財源870万2,166円、国・道支出金8,027万3,000円、一般財源866万7,000円。

次のページでございます。水道事業会計繰越明許費計算書。1款資本的支出、2項建設改良費、事業名、地域活性化対策事業、予算計上額1,764万円、支払い義務発生額1,764万円、翌年度繰越額1,764万円。左の財源内訳、他会計補助金1,764万円。不用額、翌年度繰越額に係る繰り越しを要する棚卸資産の購入限度額、説明。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 繰越明許費の報告について「平成20年度上砂川町一般会計予算及び水道事業会計予算繰越明許費」は、承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩、10分ほど休憩をいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

◎諮問第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由及び内容の説明を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、現委員、池田正子氏が平成21年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めるものであること。

本文に入ります。次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住所、上砂川町字上砂川町72番地9（中央南1条3丁目1番9号）。氏名、池田正子。生年月日、昭和26年1月16日。職業、無職。備考、任期3年。

2期目であります。本件は、人事案件でありますので、全会一致をもってご推薦くださるようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、町長提案のとおり候補者の推薦をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、町長

提案のとおり決定いたしました。

◎議案第25号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第10、議案第25号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第25号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、特殊な大口水需要者の負担を軽減し、企業の育成、助長を図るため、現行の業務用超過料金を改定し、円滑に給水を確保するよう本条例を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第25号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、水道業務用料金の一部について改正するものでございます。

資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。資料1の料金改正の理由であります。現行の業務用料金体系は、平成7年11月に新産業構築等に向け進める企業誘致対策の一環として大口水需要事業者の負担軽減を図るため設けられたものであり、改正に当たっては使用量がふえるほど料金が軽減される6区分の超過料金制度を導入し、実態では5,000立方メートルを超えて使用する事業所はないものと想定しつつも、最大優遇策として160円という単価を設定したところでございます。しかしながら、平成5年10月に操業開始いたしました菌床シイタケのほだ木製造工場は、平成13年

度より町内に栽培棟を建設するということになりまして、製造の拡大に伴い、水道使用量も月に1万立方メートルを超えるまでに増加し、現在では現行料金体系での水道料金が大きな負担となるなど特殊な現象が生じており、上水道料金での対応が課題となっているものであります。このことから、5,000立方メートルを超えて使用する事業所については、近隣市町での工業用水等の導入による負担軽減措置の実態を考慮し、見直しを図るもので、超過料金単価を引き下げ、負担軽減を図ることにより課題を解決して、地域に根差した企業として将来にわたり安定経営がなせるよう育成、助長をするものでございます。

次に、2の超過料金見直し案でございます。

(1)の基本事項といたしまして、業務用料金のうち5,000立方メートル以上の超過料金単価を引き下げるものとし、過去の本町特殊料金及び空知管内他市町の特殊料金と比較検討するものでございます。

表1につきましては、上砂川町での業務用料金体系と水の使用別の件数でございます。月に5,000立方メートルを超えて使用する事業所は1社のみとなっているところでございます。

表2につきましては、500立方メートル以上使用事業所の内訳でございます。一般的に最も水を使うであろうと思われ、表の中ほどにございますが、パンケの湯で月2,025立方メートルで水道料金は56万円程度でございますが、5,000立方メートルを超える上砂川バイオ社では月に1万4,668立方メートルで、料金につきましても288万円ほどとなり、年間では水道使用量で14万104立方メートル、水道料金につきましても3,049万2,000円ほどとなるものでございまして、他の事業所と比較しても突出した状況になっているところでございます。

次ページでございますが、このような中で上砂川バイオを例としての新単価の設定でございます。(2)の①といたしまして、過去の本町特殊

料金との比較でございます。年間使用水量が10万立方メートルを超える三井発電所に対する特殊料金の事例がありましたので、表にまとめております。バイオの3,049万2,000円の年間料金を発電所の基本ベースに置きかえいたしますと、年間882万7,000円となりまして、2,166万5,000円の減額が必要となり、現行160円の超過料金単価を無料、ゼロ円といたしましても達成できない結果となるものでございます。

次に、本町より低廉な料金、金額を設定してございます空知管内他市町特殊料金との比較でございます。②でございます。それぞれ料金設定に差異がございまして、幌加内町の場合は三井発電所の例と同様に現行160円をゼロ円といたしましても達成できないものであります。また、美唄市と深川市にありましてはともに削減効果が小さくなるため、3市町の平均値を求めたところでございまして、黒枠で表記のとおり年間で950万円の削減が可能となり、31.2%の減額率となるものでございます。

このことから、③の改正案であります。現行の5,000立方メートルを超える160円の単価につきまして、本町より安い料金設定をしております3市町の削減額の平均を単価に置きかえたときに得られます70円の単価に改正し、黒枠のとおり年間で953万2,000円、減額率では31.26%の負担軽減を図るものでございます。

④には、このたびの改正によるバイオ社の現行との比較についてまとめておりまして、月平均ではおおむね80万円程度の負担軽減となるものでございます。

なお、改正後の料金体系にありましては、今後の企業誘致活動の優遇策等々といいたしましても活用してまいりますので、事情をご理解賜りたく、お願い申し上げます。

それでは、本文へまいります。上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上砂川町水道事業給水条例（昭和33年上砂川町

条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第29条関係)中、「160円」を「70円」に改める。

附則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。
以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 内容の説明を終わります。

◎議案第26号

○議長(堀内哲夫) 次、日程第11、議案第26号
平成21年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました
議案第26号 平成21年度上砂川町一般会計補正予
算(第2号)について、提案理由を申し述べます
ので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文を読み上げます。平成21年度上砂川町一般
会計補正予算(第2号)は、次に定めるところに
よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ
れ2,890万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳
入歳出それぞれ23億8,940万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該
区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年6月17日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からい
たしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終
わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示により
議案第26号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算

補正。1、歳入、13款国庫支出金477万円の追加
で、8,614万3,000円となります。

1 項国庫負担金477万円の追加で、7,165万8,00
0円となります。

14款道支出金1,723万円の追加で、1億836万1,
000円となります。

1 項道負担金238万5,000円の追加で、6,490万8,
000円となります。

2 項道補助金1,484万5,000円の追加で、3,181
万7,000円となります。

17款繰入金390万円の追加で、2,540万円とな
ります。

1 項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入212万3,000円の追加で、2億4,313
万8,000円となります。

5 項雑入、同額であります。

20款繰越金87万7,000円の追加で、87万7,000円
となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が2,890万円の追加で、23億8,940万円
となります。

2、歳出、2 款総務費921万5,000円の追加で、
1億1,868万8,000円となります。

1 項総務管理費921万5,000円の追加で、1億31
8万円となります。

3 款民生費733万8,000円の追加で、6億2,114
万円となります。

1 項社会福祉費733万8,000円の追加で、5億8,
220万4,000円となります。

4 款衛生費10万円の追加で、1億8,865万1,000
円となります。

1 項保健衛生費10万円の追加で、6,984万1,000
円となります。

7 款商工費1,190万円の追加で、6,573万4,000
円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費34万7,000円の追加で、2億1,179万
3,000円となります。

3 項住宅費34万7,000円の追加で、9,645万5,000円となります。

歳出合計が2,890万円の追加で、23億8,940万円となります。

5 ページの事項別明細書の歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、10目町民センター管理費103万円の追加で、1,529万2,000円となります。7 節賃金の追加で、町民センター臨時事務員の継続雇用分の追加でございます。

11目地域振興費428万5,000円の追加で、828万3,000円となります。本目につきましては、地域づくり研修会事業で22万5,000円及び移住定住促進PR事業で216万円、さらに自治会連絡協議会補助金について190万円の追加予算計上でございます。

資料により説明いたしますので、配付してございます資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。最初に、地域づくり研修会事業で、第3回明日の上砂川を考える集いについてでございます。ことしで3回目となります本事業につきましては、本町の新たな町づくりのために講師を交えた意見交換に取り組むものでございまして、町内近隣に働く者を対象といたしまして、平成21年8月に上砂川岳温泉パンケの湯で開催予定でございます。講演会の講師につきましては未定でございますが、決まり次第別途ご案内するものでございます。6 番目の予算でございますが、総額22万5,000円で、例年のとおり市町村振興協会からの助成金22万3,000円の交付を受け進めるもので、報償費以下所要の予算計上をするものでございます。

次に、資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。移住定住促進プロジェクト計画についてでございます。昨年に引き続きまして道の地域再生チャレンジ交付金の採択を受け、進めるものでございまして、当初予算におきまして資料のオとカに記載の就業者や移住定住者に係る奨励金70万円を計上し、既に一部事業を進めておりますが、

このたび全体事業がまとまりましたので、所要の予算措置を講ずるものでございます。

最初に、1の移住定住促進PR事業でございます。アでございますふるさと回帰フェア in 東京へ参加するもので、9月23日に2名を派遣いたしまして、移住相談や町のPRを進めるほか、一番下のキに記載しておりますが、移住に係りますニーズ調査等を実施いたしまして、あわせて以下以下のホームページの改編、そして昨年来町されたモニターを中心とした上砂川応援団の活用、サポート会議の支援、協力のもと全体事業の具体化を図るものでございます。

次ページでございます。2の移住体験ツアー事業でございます。アに記載の短期滞在型ツアー参加費助成につきましては、随時募集してございますお試し体験ツアーについて交通費、滞在費の一部を助成し、ツアー参加者を募集するもので、申し込み者の希望に合わせて実施し、2組4名を見込むものでございまして、1人につき3万円の助成措置を講ずるものでございます。

予算であります。全体事業費が455万3,000円で、収入では地域再生チャレンジ交付金430万円の助成を受けるものでございます。支出にありましては、報償費で当初計上の移住定住者奨励金を20万円追加し、90万円とするほか、移住体験ツアー参加助成金として12万円追加するもので、報償費の36万5,000円から備品購入費の10万円まで合計で216万円をこのたび追加補正し、既存事業予算と239万3,000円と合わせました総額は455万3,000円となるものでございます。

次に、資料のナンバー5をごらんいただきたいと思います。上砂川町自治会連絡協議会助成の概要でございます。事業内容でございますが、自治総合センターの助成を受けまして、保育園内に自治会連絡協議会が遊具等を設置することにより、地域の住民と子供たちとの交流の場を確保し、自治連の目的である健康で明るい町づくりを実現するものでございまして、写真が出てございますが、

滑り台とベンチを新しく整備するものでございます。事業費につきましては190万円で、100%補助となり、町の予算を通して進めるものでございます。

予算書へお戻りください。5ページでございます。ただいま説明いたしました経費につきまして、報償費から補助金までの予算計上でございます。

6ページでございます。12目開町60年記念事業費390万円の追加で、390万円となります。

これにつきましては、資料ナンバー6をごらんいただきたいと思っております。上砂川町開基110年、開町60年の記念事業についてでございます。上砂川町は本年、明治32年4月に福井県鶉村から山内甚之助さんが入植し、以来110年、そして昭和24年1月に分町以来開町60年の記念すべき年を迎えるに当たりまして、記念事業を実施するものでございます。

事業概要でございますが、経費の表も一緒にごらんいただきたいと思っております。①といたしまして、例年8月に商工会議所等が主催してございます仮装盆踊り、花火大会に、これを記念事業といたしまして冠をし、主に花火大会を拡充するため200万円の助成金を交付するものでございます。

②につきましては、記念アトラクションということでございまして、10月の4日の予定でございますが、勤労者体育センターにおいて歌謡、お笑いステージショーを催すものでございまして、委託料で168万円、そしてチケットの印刷等の事務費で7万円を計上するものでございます。

③につきましては、同じく記念事業でございますが、子供たちのスポーツの振興を目的に上砂川中学校の部活ということで野球部あるいはバレー部などによる管内中学校との招待試合の経費を教育振興会を通して15万円助成するものでございまして、この3つの事業費の合計が390万円となるもので、このたびの補正額となるところでございます。

また、④といたしまして、特別功勞表彰につい

て検討しているところでございまして、特別表彰基準を設けまして、町表彰式に合わせ、実施してまいりたいというふうに考えているところでございまして、関連経費については9月補正にて対応してまいりたいと考えるところでございます。

さらに、本年5月から7月にかけては、町の歴史をたどる特集記事、町広報紙で掲載しているところでございます。

予算書へお戻りください。6ページでございます。ただいま説明いたしました需用費等の予算計上でございます。

次に、民生費へまいります。民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費683万円の追加で、2億3,711万5,000円となります。

これにつきましても資料ナンバー7をごらんいただきたいと思っております。知的障害者共同作業所エルムの里の運営者の変更についてでございます。エルムの里につきましては、資料の1に記載のとおり手をつなぐ育成会が母体となりまして、平成9年4月に開所し、通所者は現在8人でありまして、道費補助と町の助成金を加え、運営しているところでございます。

しかしながら、2に記載のとおり、かねてから道費補助の動向が不透明であると。そんな中で現在の運営に不安を抱えず自立し、また自立支援法の制度下での運営にありましては、法人化が必要であるというようなことの事情もございまして、単独での運営は困難であることから、他法人の支援を模索していたところでございます。このたび道補助が廃止方向にあることを受けまして、この4月から砂川市内旧保健所に事務所を置きますNPO法人つむぎの家の分場として、その経営傘下に入ったところでございます。つむぎの家の代表者は内野キミ子さんということでございまして、このことからエルムの里の所長は大村さんから内野さんに変更になってございまして、国の制度のもとで安定した運営とサービスの充実が期待されるということで、エルムの里の名称を初めスタッ

フも変わらないという格好で、通所者におきましては従前同様混乱することなく、通所しておるところでございます。

これによりまして、エルムの里の運営費が変わるものでございまして、3に記載のとおり道の単独補助を導入した地域活動支援センターとして年271万円の上限枠で2分の1補助から、今度は自立支援法の訓練給付費として年間954万円の補助経費となるものでございまして、国で2分の1、道で4分の1、そして町で4分の1の助成の変更となりまして、町補助金にありまして道費補助が縮減されます平成21年度から23年度の203万3,000円と比較いたしますと、年間35万2,000円ほどの増加となる238万5,000円となりますが、エルムの里の存続を図る必要から引き続き助成するものでございます。このことから、このたびの補正は当初予算計上の271万円を減額し、新たに954万円を追加する予算の組み替えとなるものでございます。

予算書へお戻りください。3目の社会福祉施設費でございます。50万8,000円の追加で、668万4,000円となります。13節の委託料で東山ケアつき住宅のヘルパーさんにつきまして、5月1日から単身の前任者より夫婦での住み込みに変更となっております。月額委託料の増額に伴う追加計上でございます。

衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費10万円の追加で、5,530万4,000円となります。11節の需用費で東鶉歯科診療所の診察いすのモーターの修繕料の計上でございます。

商工費、商工費、2目企業開発費690万円の追加で、2,149万5,000円となります。

これにつきましては、資料ナンバー8をごらんいただきたいと思っております。ふるさと雇用再生特別対策事業についてでございます。国の平成20年度第2次補正予算に盛り込まれましたふるさと雇用再生特別交付金を活用し、北海道において新たに北海道ふるさと雇用再生特別基金を設置し、地域

の実情や創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために平成21年度から23年度、3カ年にわたり地域求職者等を雇い入れ、雇用機会を創出する事業でございます。

2の実施事業でございますが、本町では2つの事業について道の内示を受けたものでございます。(1)、1つ目につきましては、我が町PR大使設置事業でございます。上砂川振興公社に温泉施設の利用促進及び上砂川町の観光全般PRと町外住民を対象とした移住PRに係る営業業務を委託するというものでございまして、営業ノウハウを持った方お一人を雇用し、公社に配置するものでございまして、事業費は500万円で、観光費での計上となるものでございます。2つ目、(2)でございます。特産品の開発及び販路拡大事業でございます。町内シイタケ栽培企業、ジャパンアグリテック社になりますが、特産品開発とその加工品の販売促進、販路開拓業務を委託するというもので、3名を雇用するもので、事業費は690万円で、企業開発費の計上となるものでございます。

実施事業の要件につきましては3番に記載のとおり、1つには民間企業等に委託と、三セクも含むということになるものでございまして、新規採用の失業者の人件費割合が委託料の50%以上とするなどの条件が付されてございますが、補助率につきましては10分の10ということでございまして、実施時期は平成21年7月から22年3月まででございますが、冒頭触れましたとおり最大3カ年の助成が可能となるものでございます。2つの事業で総額1,190万円となるものでございます。

予算書の企業開発費へお戻りください。ただいまの説明によりまして、13節の委託料の追加で特産品開発及び販路拡大事業用の予算の計上でございます。

3目の観光費でございます。500万円の追加で、1,695万3,000円となります。同じく13節の委託料で我が町PR大使設置事業用経費の計上でございます。

土木費、住宅費、1目住宅管理費34万7,000円の追加で、5,180万8,000円となります。14節使用料及び賃借料で単身者住宅暖房機借り上げ料の追加でございますが、人口減少及び定住対策の一環といたしまして、単身者住宅における入居時の負担軽減を図るべく、現在保有してございます26戸の整備をするものでございまして、ストーブのほか既存予算によりまして、照明器具とカーテンの設置も行っているところでございまして、現在入居者確保に向け、PRをし、努めているところでございます。

4ページの歳入へまいります。2、歳入、国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金477万円の追加で、7,165万8,000円となります。エルムの里の運営に係ります障害者自立支援費の2分の1補助分の計上でございます。

道支出金、道負担金、1目民生費負担金238万5,000円の追加で、5,413万3,000円となります。国庫負担金に連動をいたしますエルムの里の道の4分の1補助金の計上でございます。

道支出金、道補助金、1目総務費補助金430万円の追加で、436万円となります。地域再生チャレンジ交付金の計上でございます。

2目民生費補助金135万5,000円の減額で、665万2,000円となります。当初予算で計上のエルムの里の2分の1道補助金の減額でございます。

6目商工費補助金1,190万円の追加で、1,190万円となります。ふるさと雇用再生特別対策推進事業補助金の歳出同額での計上でございます。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金390万円の追加で、2,540万円となります。地域振興基金繰入金で開基110年、開町60年記念事業に充当するものでございます。

諸収入、雑入、5目雑入212万3,000円の追加で、2億2,889万8,000円となります。雑入の追加で市町村振興協会地域づくり研修助成金22万3,000円と、自治総合センターコミュニティー助成事業190万円の追加計上でございます。

繰越金でございます。繰越金、1目繰越金87万7,000円の追加で、87万7,000円となります。ただいま決算事務を進めておりますが、平成20年度に見込まれます繰越金6,036万円の一部について充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日18日を休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日18日を休会することに決定いたしました。

なお、休会中につきましては常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、19日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前11時33分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 横 溝 一 成

署 名 議 員 柳 川 暉 雄

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 1 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 1 9 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 2 2 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 2 5 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 2 5 号～第 2 6 号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第 5 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 6 派遣第 2 号 議員派遣承認について
（追加日程）
- 第 7 意見書案 7 号 2 0 1 0 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一還元等教育予算の確保・拡充を求める意見書
- 第 8 意見書案第 8 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第 9 意見書案第 9 号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書
- 第 1 0 意見書案第 1 0 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
- 第 1 1 意見書案第 1 1 号 海上自衛隊のソマリア沖派遣の中止を求める意見書

○会議録署名議員

8 番 横 溝 一 成
9 番 柳 川 暉 雄

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名でございます。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 21 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、8 番、横溝議員、9 番、柳川議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 数 馬 尚 議員

○議長（堀内哲夫） 4 番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4 番（数馬 尚） 私は、平成 21 年第 2 回定例会に当たり、2 件の質問をさせていただきます。

1 件目でございますが、地域自治会組織の活性

化と町有情報の共有化についてお尋ねいたします。町行政の円滑な推進を図る上で、地域自治会組織の活性化と協力体制を図ることは極めて重要だと考えております。私の住んでいる東鶉地域は町内会単位で活動しておりまして、私の住んでいる東鶉8町内について申し上げますと、大多数は公営住宅居住者ですが、近年高齢世帯が多くなり、単身世帯も多く、皆さん頑張ってはおりますが、町内会として連絡文書を回覧しても途中で滞ったり、玄関のチャイムを押しても、おられるのに、なかなか通じないとか、また輪番制の班長さんの役割もできないといった方も多くなってきております。また、引っ越しなど異動があっても、役員のほうに連絡がないといったことも多々ございました。

こういった状況でありますので、今回質問させていただきましたが、自治会役員会議の中で、以前のように町から自治会に転出入の異動通知があれば、会の連絡調整がやりやすいのにと、そういった意見もございます。今は個人情報保護法との絡みもあるのですが、地域自治会に対して全く連絡はございません。全町どこの自治会でも同じだと思いますが、東鶉自治会として申し上げますと、円滑に会を運営するため、異動があった場合には異動月日、家族構成、年齢についての情報はいただきたいと考えております。特に昨年改編されました町地域防災計画の中で、自治会は緊急時の避難誘導、弱者救済等重要な役割を担うとされておりまして。こうした役割を全うするためにも、ただいま申し述べた情報はなくてはなりません。迅速な対応をするためにも、転出入の情報はその都度いただきたく、町としての具体的対応についてお伺いいたします。

次、2件目でございますが、道道芦別砂川線歩道造成工事の早期着工についてお尋ねいたします。上砂川町内をほぼ縦断する道道芦別砂川線は逐次歩道整備が進められ、現在未整備区間として東鶉北1条1丁目から2丁目間、通称東鶉6町内

あたりでございまして、300メートル余りを残すのみとなっております。この区間は、国道38号から札幌方面を結ぶ最短ルートとして交通量も多く、特に最近は石炭運搬用と思われる大型ダンプが目立ち、高齢者の方々は道路横断もままならない状況となっております。こうした状況から、町としても歩道整備は急務ということで残る区間の早期着工について道に対し要望されているやにお聞きしておりますが、まだ着工のめどは立っていないと思います。私は、町民の生活環境向上と安全、安心を確保し、この区間の早期着工を願う立場から、次の3点についてお尋ねいたします。

1点目、道に対し要望したこれまでの経過についてお尋ねいたします。

2点目、地権者との話し合いについて道または町が行った意向調査等の経過についてお尋ねいたします。

最後に、今後の道に対する町としての働きかけと着工見通し、スケジュール等がわかりましたら教えてください。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの4番、数馬議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、住民福祉課長。

○住民福祉課長（山本丈夫） ただいまの4番、数馬議員の1件目のご質問、地域自治会組織の活性化と町有情報の共有化についてお答えをいたします。

まず、ご指摘の自治会に対して住民異動通知がなされていないとのことではありますが、住民に関する個人情報は個人情報の保護に関する法律の施行に基づき、本町においても平成12年に個人情報保護条例を設けたことに加え、個人のプライバシーの一層の保護を目的に、平成14年の住民基本台帳法の改正により厳しく規制され、個人情報の集積する行政機関における情報の適切な取り扱いが求められているものであります。このため、平成14年8月からは町広報配布対象世帯の把握が目的

でありました町が委嘱をしております広報委員に対する住民異動通知もやむなく廃止をしたところでもあります。しかし、住民の異動に伴いまして、広報紙が届けられない、あるいは届かないという事例が発生したため、広報委員が担当する地域に限ってのみ広報配布に最低限必要な異動年月日、異動事由、住所、世帯主、この4つのみのプライバシーの侵害には至らないと考えられる最低の情報について月1回の広報配布時における広報委員への連絡事項としてお届けし、現在に至っているものであります。

以上のことから、自治会に対しましては住民異動に関する情報は提供していないものでありまして、法規制のもと行政からの居住者情報の取得が困難な中で町内会活動への影響が各地域共通の課題になっているものと推察をしているところであります。言うまでもなく、町行政の推進には地域住民組織のかなめであります自治会のご理解とご協力が欠かせないものであり、プライバシーの侵害に至らない住民情報の共有化についてはある程度は必要と認識をしているものであり、特に地域での自主的な防災活動を担っていただく際には災害時の要援護者支援の必要性から行政と地域組織の情報共有が不可欠であります。このことに関しましては、個人の生命、身体または財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき、この場合は情報提供が可能とされておりますことから、現在福祉部門で進めております要援護者の把握作業における対象者等について自力での避難が容易でない高齢者や身体障害者などに限定されること、それから一時点での調査となるなどの課題もありますが、質問における要望内容を必ずしも満たすものでは当然ありませんけれども、必要に応じた情報の提供と共有ができると考えております。また、要援護者以外の方々の情報共有の可能性についても防災活動の推進という観点から検討を進めたいと考えておりますけれども、当面は広報委員の皆さんへお伝えをしているプライバシ

一の侵害に抵触しない範囲での情報を活用していただきたく、お願いを申し上げます。

居住情報が十分でない中での自治会組織の活性化に関する課題を抱えて大変なご苦勞をおかけをしているものと思っておりますが、あらゆる機会を通しまして自治会活動を支援してまいりますので、ご理解賜りたく、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 次、建設水道課長。

○建設水道課長（清野勝吉） 4番、数馬議員の2件目の質問、道道芦別砂川線歩道造成工事の早期着工についてお答えいたします。

道道芦別砂川線道路改良並びに歩道整備は、土木現業所より平成4年から下鶉橋より年次計画で中央小学校、北日本石油間まで進められてきました。中央小学校前から文珠峠交差点までの延長480メートルの歩道整備につきましては、南側歩道整備後に北側の整備に着手する計画となっておりますことから、南側に位置する中央小学校前から文珠峠交差点までの工事に着手するため、平成14年度に住民説明会を開催し、用地測量調査、補償交渉に入りましたが、道路敷地が狭く、歩道が個人の家屋に近接することや土地の境界線問題に加え、代替地もないなど交渉が難航し、既定の3.5メートルの幅員が確保できなく、3メートルに縮小するなど工事内容を変更して、平成16年までの3カ年をかけて本工事が完了いたしました。また、北側の中央小学校前から歯科診療所までの155メートルについては歩道が未整備だったことから、東鶉歯科診療所の移転を含め、平成15、16年の2カ年で工事が完了したところであります。

ご質問の1点目、東鶉、門馬宅前から文珠峠までの330メートルについての要望経過であります。本区間は家屋補償物件が多く、道路敷地もなく、代替地の確保も難しいことに加え、過去に車道を拡幅した際にも交渉が難航した経緯などから多くの課題を抱えており、歩道幅員を3.5メートルにこだわることなく、2.5メートルとして北海道開発予算要望や空知開発期成会要望、各政党要

望会など機会あるごとに早期整備について要望してきたところであります。

2点目の地権者との話し合いの経過についてですが、この整備要望については行政サイドの要望だけではなく、地権者の意向を確認し、理解を得る必要があるとの土木現業所の指導により、平成20年2月上旬に町として土地及び建物所有者に対し、面談による歩道整備の意向調査を実施したところでございます。意向調査は、対象となる地権者14名に対し、戸別訪問により聞き取り調査を行ったもので、その結果、1名の方は施設に入所しており、面談できませんでしたが、他の13名の方と面談を行ったところ、一部の方は建物の補償問題で難色を示し、補償内容による条件が付されましたが、おおむね歩道整備については賛成する意向を確認したところであります。このことから、平成20年2月21日には札幌土木現業所滝川出張所の所長を初め道路係長などに来町していただき、地域住民の意向調査結果を伝え、現地を立会していただき、早急に歩道整備の促進を図られるよう要請したところであります。

3点目の今後の道に対する働きかけと着工見通しについてであります。本年4月8日には札幌土木現業所滝川出張所の道路係長などが来町され、今後の歩道整備の予定について計画が示されたところであり、本年8月ごろに実施設計測量を発注し、同年11月ごろ土現、町共催による現地住民説明会が開催される予定となっており、これを受けて平成22年度において物件調査と用地測量を実施し、平成23年度以降に用地、物件補償交渉に入り、それらの完了後に本工事に実施となることから、本工事の着手はおおむね平成24年度となる見込みであります。

今後は、この区間の歩道整備の早期実現に向け、土木現業所に対しまして町としてできる限りの協力をしてまいりますことを申し上げ、2点目の答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再

質問があれば許可いたします。

○4番（数馬 尚） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 齋藤勝男 議員

○議長（堀内哲夫） 次、3番、齋藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（齋藤勝男） 私は、第2回の定例議会において2件の一般質問をさせていただきます。

1件目、女性の健康支援、女性特有のがん検診推進事業の取り組みについて。若年性乳がんについてももっと知ってほしい、若い人には自分と同じ思いを味わってほしくない、これは乳がんを発症し、24歳6カ月で生涯を閉じるその瞬間まで人を愛し、人に愛され、人を支え、人に支えられた長島千恵さんの遺言でございます。2年前の7月に「余命1ヶ月の花嫁～乳がん闘った24歳最後のメッセージ～」が放送され、大反響を呼びました。それに関した本が刊行され、たちまち40万部を突破し、映画も完成し、ことし5月9日から全国で公開され、大変な反響を呼んでいます。その主人公が長島千恵さんなのです。そしてまた、彼女の思いの乳がん検診プロジェクト「余命1ヶ月の花嫁」乳がん検診キャラバンが昨年から行われ、ことしも「千恵さん号」は桜前線とともに3月末に沖縄をスタートし、5月22日、札幌会場までの29会場で約3,000人の20代、30代の女性が受診し、キャラバンを通して早期発見の大切さを啓発していきました。国においても現下の厳しい不況を克服するために政府与党が発表した経済危機対策の中に、女性の健康支援策やがん対策が盛り込まれております。何ゆえ経済危機対策なのに女性のがん検診なのかと思う向きもあろうかと思いますが、この対策の目標は安心と活力です。女性が安心して社会の中で活動していただくことは、ひいては活力にもつながるものだと考えます。また、少子化対策にもつながるものではないでしょう

か。女性の健康を応援するために、町長並びに行政の積極的な取り組みを期待申し上げ、以下お伺いいたします。

1、今年度女性の健康支援対策事業が大幅に拡大され、乳がんや骨粗鬆症などの予防に役立つ事業を展開し、健康パスポート発行や女性の健康実態調査等がん予防と連携した取り組みなどが各地で実施されています。我が町の現在の取り組みについてお伺い申し上げます。

2、今年度市町村のがん検診事業を支援する地方交付税が大幅に増額されました。がん検診の結果や必要性などの情報提供に我が町としてどのように取り組んでいるのかお伺いします。また、特に毎年9月はがん征圧月間です。ことしの9月こそ今までと違った住民挙げてのがん征圧月間にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

3、新経済対策でも子宮頸がんでは20歳から40歳まで、乳がんは40歳から60歳までの間それぞれ5歳刻みの対象者の検診の無料化などが打ち出されています。基準日は6月30日とされました。検診手帳や検診クーポン券の配付対象者となるがん検診台帳作成作業について、我が町の今後の取り組みについてお伺い申し上げます。

4、平成20年度決算で見る限り我が町での乳がん受診者は89名、子宮がん受診者は110名と非常に少ないと思われます。また、検診日数も1日だけとなっていると思われます。国が平成18年度に策定したがん対策推進基本計画では、平成23年度までにがん検診の受診率を50%以上の目標と定めております。その目標に対して、我が町の今後の取り組みについてお伺い申し上げます。

1件目は以上でございます。

2件目、プレミアムつき商品券の発行について以下のとおりお伺いいたします。1、町民生活支援と町内全域における消費拡大誘導による地域経済の浮揚と活性化を図るため定額給付金の交付時期に連動させてプレミアムつき商品券を発行する、以上が前回4月に実施されましたプレミアム

商品券発行の目的ではなかったかと思われます。定額給付金支給につきましては、出張所による申請受け付け業務等きめ細かい配慮や迅速な支給作業に対し、数多くの住民から行政に対して感謝の声が寄せられております。反面、冒頭で述べましたプレミアムつき商品券発行については、余りにも完売を目指した結果、一部住民しか購入できず、また商品券の商品等使用範囲の限定等の理由により、数多くの住民より不満の声がありましたのも事実でございます。今回町長の英断によりプレミアムつき商品券の再度発行の実施がなされる場合、前回の成功したとは言えない内容を改正した中身であろうと確信いたしておりますが、その内容についての説明をお伺いいたします。

2、今回のプレミアムつき商品券の発行がなされる場合、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業や、その他での項目の活用と思いますが、いずれにしても町税を使用するのですから、本来の目的である町内全域における消費拡大誘導による我が町の経済の浮揚と活性化を図る、この目的から見ても、また税金を使用する観点上においても、今回のプレミアムつき商品券については完全に行政主導で実施をお願い申し上げます。また、これらの趣旨上我が町で販売されているすべての会社から個人商店まで使用できる制度であるのが妥当と思われますが、可能かどうかお伺い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、斎藤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、住民福祉課長。

○住民福祉課長（山本丈夫） ただいまの3番、斎藤議員の1件目の質問、女性の健康支援、女性特有のがん検診推進事業の取り組みについてにお答えをいたします。

初めに、女性の健康支援対策事業でございますが、厚生労働省は乳がんや子宮がん、骨粗鬆症、更年期障害といった女性特有の健康課題に対応し

た健康づくり対策事業を平成21年度から都道府県、それから都市部などの自治体100カ所程度に委託することとしております。事業の内容でございますが、10歳代から全年齢を通じました女性の健康に関する教育や相談、知識や情報の提供、そして健康手帳の交付などの健康支援事業などがございます。都道府県や大都市部でのモデル的事业でありますけれども、今後その推移を注視をしていきたいと考えております。なお、本町におきまず骨粗鬆症や更年期障害に関する取り組みがございますけれども、健康づくり講演会での講演や、その講演会での骨量測定による健康相談などを実施したものでございます。

次に、女性特有のがん検診についてであります。がんの征圧は人類共通の願いと言っても過言ではなく、早期発見、早期治療に結びつけることが重要でございます。本町としてもあらゆる健康教育の場で検診の必要性について情報提供しているものであります。また、6月の検診月が中心となりますけれども、町広報掲載を初め、全世帯へのチラシ配布、一定の年齢者にははがきなどによる勧奨通知。一定の年齢者と申しますと、本町の場合は5歳刻み、例えば20歳とか25歳と、こういった節目での勧奨の通知をしているということでございます。あるいは、電話での個別勧奨など多様な方法を駆使したピンポイントでの情報提供と受診勧奨に努めているものであります。国は、受診率向上のために要する経費に対しまして、地方交付税の拡充をすとしておりまして、その詳細は示されておりませんが、実質的に交付税そのものが増額となるよう望むものでありますし、特にご提案の9月のがん征圧月間につきましては、特別な行事としての実施は難しいとは考えますけれども、町広報や健康教育の場での情報提供の強化など地域で活動されております保健福祉推進員の意見も聞きながら、今後の取り組みへの参考とさせていただきます。と、思います。

さて、今年度国により推進の子宮がん、乳がん

の検診の無料化事業でございますけれども、子宮がんにつきましては昨年度のうちに20、25、30、35、40歳になった77人、それから乳がんは同様に40、45、50、55、60歳になった134人が対象となります。この16日によろやく実施要綱が国から示された段階でございます。具体的な作業はこれからとなりますけれども、市町村ごとでは容易ではない医療機関との委託契約や無料クーポン券と検診手帳の作成、印刷など多くの課題があるものであります。また、近隣における検診可能な医療機関の数や受け入れ人員に限度があると思われるので、せつかくの制度ではあっても受診機会のスムーズな確保が心配されております。このため、受診率向上のための検診機会確保といたしまして、場合によっては本町が検診の委託をしております対がん協会、この対がん協会の検診センター、札幌になりますけれども、ここに受診者が出向いていただくと、こういったことも想定をしているものであります。また、今年度限りの補助事業と聞いておりますことで、この国の10割補助がない場合の次年度以降の自治体単独実施は容易ではないものと考えられます。いずれにいたしましても、対象者あてに早期にクーポン券が交付できるよう準備作業に努めてまいります。現状ご理解を願うものでございます。なお、去る17日には今年度の子宮がん、乳がん検診を実施しておりますが、今回の受診者のうちこのたびの無料受診の対象に該当いたします12人につきましては、クーポン券の交付前でございますけれども、自己負担を徴収しないで対応しておりますことを申し添えます。

最後に、受診率の向上に対する取り組みであります。女性特有の乳がん、子宮がんに限ってみても、本町はもちろん全国的にも検診の受診率は残念ながら極めて低い実態にあります。本町の検診は年1回の1日間ではありますが、委託先が限定される上、本町の委託先であります対がん協会の検診センターが専門の医師を伴って出向ける機会確保の限界によるのであります。このため、受け入

れ可能人員は子宮がんが230人、乳がんが90人となっているものでありますけれども、子宮がんに関しては受け入れにまだ余裕があり、乳がんは2年に1回は希望者が受診できるよう、受診率向上に支障が生じないように調整をしております。また、この検診に要します費用は子宮がんが1人5,200円、乳がんが6,600円で、うち受診者の負担は子宮がんの5,200円に対し2,000円、乳がんの6,600円に対しては2,600円で、町民税非課税世帯の人は自己負担がなく、このように一定の費用を町が負担をすることで、先ほど申し上げましたピンポイントでの受診勧奨とあわせまして、受診率の向上を図っているものであります。しかし、受診率50%以上達成に向けては、今後も国の財政支援を初めとした全面的な対策が欠かせないことと、医療機関などにおいては受け入れ人員拡大のための体制整備がまず重要でありますことをご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 次、総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） 3番、斎藤議員の2件目のご質問、プレミアムつき商品券の発行についてお答えいたします。

日本経済はアメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界金融危機と戦後最大の世界同時不況の影響で大きな打撃を受けたことから、政府は景気回復を図るべく、昨年度から数回にわたる補正予算を計上するなど緊急経済危機対策に取り組み、本年度においては新たな追加経済対策として総額14兆7,000億円の第1次補正予算を国会に提出し、去る5月29日に予算成立したところであります。

本町におきましては、国の経済対策であります定額給付金事業について町民の皆さんに少しでも早く給付できるよう他市町に先駆け、3月上旬に申請書を発送後即受け付けを開始し、さらに申請者に負担がかからないよう各町生活館に受付場所を設置するなどの対応をしたことにより3月中に

給付を開始したところであります。この定額給付金の給付に連動させ、疲弊している地域経済への緊急対策として、町内全域における消費拡大誘導による地域経済の浮揚と活性化を図るため、商工会議所に対し総事業費の2割に当たる200万円を助成して、4月15日に1万2,000円分のプレミアムつき商品券を1セット1万円で1,000セット発行したところ即日完売したところであります。商品券の換金状況につきましては、6月15日現在で総発行額1,200万円のうち換金額につきましては867万5,500円で72.3%の換金率となっており、一定の消費拡大効果は上がったものと考えているところであります。

町といたしましては、事業の実施に当たり、会議所と協議を進めてきたところでありますが、商品券は完売したものの、議員ご指摘のとおり多くの反省点があったのも事実であります。具体的には、平成11年度に会議所で実施いたしましたプレミアムつき商品券事業において4分の1程度売れ残った過去の経過から、商品券の購入限度を1人につき10セットに拡大して販売したことによりまして、商品券を購入することができなかった町民の方も多くいたところであり、また商店からの手数料につきましても8月に開催される仮装盆踊り大会を盛り上げようと、新たな試みといたしまして、抽せん会を実施するための経費を捻出するため、参加商店から売り上げ代の3%を徴収したものであり、議員ご指摘のように商品券は購入できたものの、商店によっては商品券の使用範囲が限定されるなどの問題点も発生したところであります。これらにつきましては、会議所主体でいずれも過去に例のない新しい形での取り組みとなったところでありますが、今後会議所と反省点の解決に向け協議していきたいと考えているところであります。

議員ご指摘の本事業を再度実施する場合の実施方法についてであります、町といたしましては地域経済の活性化を図るため、本年度の国の補正

予算に計上されました地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して年末に向けたプレミアムつき商品券発行事業を検討しており、町内商店、事業所を支援したいと考えているところであります。事業を実施するに当たりましては、現在会議所において今回の事業の検証、分析を行っておりますので、会議所と今回の事業における反省点を踏まえ、今後協議を進め、町民の皆さんに喜ばれるような内容にしていきたいと考えているところであります。

また、行政主導で実施してほしいとのことにつきましては、多くの課題を抱えつつも、今回は会議所、いわゆる民主導での事業展開の足がかりができたと思うものであり、このような取り組みは今後の町づくりを進める上で欠くことのできないものと認識しているところであります。このようなことから、商店街の振興につきましては会議所のかかわりが大変重要と考えますので、行政主導ではなく、今回の反省に立って会議所と協議しながら会議所を主体とした事業構築を図りつつ、町としてできる限り支援してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。斎藤議員。

○3番（斎藤勝男） 女性の健康支援、女性特有のがん検診の件で1点補足させていただきます。

先ほど担当課長より単年度のみの実施ということでご理解をいただいているということでしたが、一応補足ではございますが、この事業については今年度単年度のみの実施であり、今後最低5カ年間の継続事業となるということを政府与党間で確認済みでございますので、その辺ご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） それでは、再々質問ございませんか。

○3番（斎藤勝男） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第25号 議案第26号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第3、議案第25号と日程第4、議案第26号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第25号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について議題いたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第26号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題いたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第2号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第5、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、総務文教常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条及び規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第2号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第6、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時56分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案5件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、意見書案第7号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書について議題といたします。

6番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（大内兆春） 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年6月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 高橋成和 川上三男

数馬尚

本文に入ります。

意見書案第7号

2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度

の堅持と負担率二分の一復元等教育

予算の確保・拡充を求める意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法26条で定められており、全ての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。この制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方をしぼる制度ではありません。すでに30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われており現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことから地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育に格差があってはなりません。この間の義務教育費国庫負担金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされましたが、それに伴い、自治体財政の悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされている現状もあり、就学援助制度・奨学金の充実が喫緊の課題です。

子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく教育が受けられる必要があります。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。そのため、教育予算の国全体として、しっかりと

確保・充実させる必要があります。

家計における格差や自治体財政格差が教育格差となってあらわれてはいけません。教育の機会均等と水準維持向上、教育予算の拡充を求める声は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の願いです。

記

1. 教育の自治体間格差を生じさせないために、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を二分の一に復元すること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
2. 憲法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう、また、学校施設設備費、就学援助・奨学金の充実、教材費、図書費など、国の責任において教育予算の確保・拡充をすること。
3. 30人以下学級を早期に実現すること。また、教職員定数改善計画の実現と学校教育法第37条第3項を削除し、学校教育法に規定する教職員の全校配置とあわせてゆとりのある教職員配置を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一還元等教育予算の確保・拡充を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第8号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

4番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（数馬 尚） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年6月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 斎藤勝男 大内兆春

川上三男

本文に入ります。

意見書案第8号

地方財政の充実・強化を求める意見書

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけこれらの政策分野の充実・強化が求められています。2009年度予算では、当面の追加

予算措置として「ふるさと雇用対策特別交付金」などの雇用対策交付金、地方交付税に「地域雇用推進費」などが盛り込まれましたが、これらの予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

このため、2010年度の地方財政予算全体の規模拡大にむけて、政府に次の通り対策を求めます。

記

1. 医療・福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2010年度地方財政計画・地方交付税総額の規模を拡大すること。
2. 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。
3. 当面の財政措置として導入された地方交付税（地域雇用推進費）、雇用対策関連交付金などに相当する規模を一般財源として恒久的に地方財政計画・地方交付税措置に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組めるような環境整備を行うこと。
4. 景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第9号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第9、意見書案第9号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書について議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年6月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 横溝一成 数馬尚

大内兆春

意見書案第9号

ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書

本文を拝読いたします。

現下の厳しい雇用状況の中で、求職や各種助成金の申請、職業訓練の申し込みなどで、地域のハローワークの窓口は、大変な混雑を呈しており、中には、窓口で3時間、4時間待ちの状況が生じており、窓口機能が極端に低下している状況が見られます。

また、休日・夜間の相談を求めるニーズも高くなっており、現状では対応に苦慮している実態も見られます。

こうした状況に対応するため、今般の「経済危機対策」においてハローワークの機能強化を図るため、人員・組織体制を抜本的に充実・強化することが決定されています。ついては、下記の点に配慮の上、機能強化を図るよう強く要請します。

記

1. ハローワークの職員や、相談員の増員に当たっては、単に窓口業務が集中する都市部に重点配分するだけでなく、地方のハローワークの業務の実態に応じて、適切な配分を行うこと。また、雇用調整助成金の窓口相談に当たっては、つなぎ融資の制度などについても、適切な情報提供を行うよう努めること。
2. 地域の実情に応じて、夜間、休日の窓口業務の開庁を行うなど機能強化を図ること。
3. ジョブカードの推進に当たる職業訓練情報等連携推進員については、ジョブカフェなどへの重点配分を行い、若者学生などの就職相談機能を強化すること。
4. 雇用調整助成金の申請に当たっては、申請アドバイザーの機能を強化するとともに、アウトリーチの相談体制や、必要に応じて社会保険労務士の活用を図るなどきめ細かな体制整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第9号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第10号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第10、意見書案第10号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について議題といたします。

2番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（水谷寿彦） 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年6月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 水谷寿彦

賛成議員 横溝一成 川上三男

柳川暉雄

本文に入ります。

意見書案第10号

核兵器の廃絶と恒久

平和を求める意見書

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし核兵器は未だに世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。2000年の核拡散防止条約（NPT）再

検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有五カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発に繋がるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験した北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを要請する。

記

1. 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
 2. 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。とくに、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
 3. 核拡散防止条約（NPT）の遵守および加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第11号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第11、意見書案第11号 海上自衛隊のソマリア沖派遣の中止を求める意見書について議題といたします。

7番、川上議員、ご登壇の上発言願います。

○7番（川上三男） 海上自衛隊のソマリア沖派遣の中止を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年6月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川上三男

賛成議員 数馬 尚 水谷 寿彦

意見書案第11号

海上自衛隊のソマリア沖

派遣の中止を求める意見書

政府は、「テロ対策」を口実としたインド洋への海上自衛隊派兵につづいて、「海賊対策」を口実に、自衛隊法82条の「海上警備行動」を根拠に、

ソマリア沖への自衛艦派遣を強行しようとしています。

しかし、海上自衛隊が海上保安庁の活動を支援しておこなう海上警備行動は、そもそも日本領海や近海を念頭においた活動であり、浜田防衛相がというような「法的にはどこでもいけてしまうという地理的概念のない法律」などというものではありません。

「海賊対策」と称してソマリア沖に派遣される海上自衛隊の活動内容も、日本籍船だけでなく、外国籍船の日本乗組員・乗客、日本の船舶運行事業者が運航する日本関係船舶、外国籍船に積載されている日本の積荷を守るなどと、限りなく日本の安全とは関係ない外国船舶の保護にまで拡大する恐れがあります。武器使用も、正当防衛や緊急避難だけでなく、自衛艦防護などにまで広がる危険性があります。

海賊対策で重要なことは、現場の海域の状況をよく知っているソマリア周辺諸国の警備能力向上への支援です。マラッカ海峡などアジアで海賊対策を実施してきている海上保安庁が、長年培ってきた能力を生かし周辺国に警備技術を指導したり、警備艇購入のための財政支援をおこなうなど、日本にやるべきことはたくさんあります。そうしたことを充分検討もしないで、自衛艦の派遣しかないようにするのは大間違いです。

よって、以下のことを求めます。

1. “派兵先にありき”のソマリア沖への海上自衛隊派兵はおこなわないこと。
2. 海の秩序維持の主体はどこでも海上警察機関であり、タンカーなどの安全確保のために、直接的な対応が必要というのなら、まず海上保安庁の活用を考えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、防衛大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 川上さん、堀内哲夫ですから、よろしくお願いします。

以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第11号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号 海上自衛隊のソマリア沖派遣の中止を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。

よって、平成21年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。大変どうもご苦労さまでございました。

（閉会 午前11時22分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 横 溝 一 成

署 名 議 員 柳 川 暉 雄

出席議員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.17	6.19
1	堀 内 哲 夫	○	○
2	水 谷 寿 彦	○	○
3	斎 藤 勝 男	○	○
4	数 馬 尚	○	○
5	高 橋 成 和	○	○
6	大 内 兆 春	○	○
7	川 上 三 男	○	○
8	横 溝 一 成	○	○
9	柳 川 暉 雄	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6.17	6.19
町 長	加賀谷 政 清	○	○
副 町 長	貝 田 喜 雄	○	○
教 育 長	勝 又 寛	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
総 務 企 画 課 長	林 智 明	○	○
総 務 企 画 課 参 事	永 井 孝 一	○	—
総 務 企 画 課 参 事	奥 山 光 一	○	○
住 民 福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○	○
税 務 出 納 課 長	高 木 則 和	○	○
建 設 水 道 課 長	清 野 勝 吉	○	○
消 防 長	川 下 清	○	○
教 育 次 長	渡 辺 修 一	○	○
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長	高 橋 良	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 定	
		6.17	6.19
事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○